



登場
ページ

今週の専門用語

08

ページ

📖 (税制適格ストックオプションの) 権利行使限度額

現行制度上、年間権利行使金額が「1,200万円を超えないこと」とされているが、R6年度改正ではその引上げが検討される見込みとなっている。これは岸田政権が「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」でスタートアップ振興を掲げたことや、「1,200万円」という金額が高度人材にとって魅力的ではないとの指摘を受けたものだが、①複数年に渡って権利行使すれば上限を突破しないことや、②米国でも上限が10万\$と日本と大差ないことから、実現に向けたハードルは低くない。

14

ページ

📖 その他の法人

株式会社を除く、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、協業組合、企業組合、相互会社、医療法人、特定非営利法人、人格のない社団等、協同組合等、公益法人等、公共法人及び外国法人のこと。令和4年分民間給与実態統計調査によると、その他の法人の平均給与は427万円と、個人事業主及び株式会社と同様、2年連続で増加している。なお、公益法人等及び公共法人のうち、職員の身分が公務員に準じている公庫、事業団、公社、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人は対象外である。

20

ページ

📖 金庫株特例

相続した非上場株式を発行会社に譲渡した場合に受けられる所得税法上の優遇措置をいう。金庫株とは自己株式のこと。通常、個人が非上場株式を発行会社に譲渡した場合には、みなし配当があったものとされ、最高税率55%で総合課税の対象となるが、事前の届出をし、この特例が適用される場合には、配当所得があったものとみなされず、譲渡所得として一律20%の分離課税となる。ただし、相続開始後3年10カ月以内の譲渡や、納付すべき相続税額がある場合に限られる。

From
編集室

◆ 官用携帯電話のショートメッセージ機能で調査担当者が対象者と連絡をとることがあるようだ。◆ 国税当局は組織外の者との連絡手段としてショートメッセージを原則、利用しないが、調査着手前などの連絡時に、①官用携帯電話の発信を受電した相手方から発信者を確認する内容のショートメッセージを受信した場合、②再三の連絡にもかかわらず相手方の事情において応答が期待されず、かつ、急を要する場合には限り、例外的に利用を認めている。◆ ただし、電話への応答を求める記載にとどめ、相手方の個人情報や担当者の用件は厳に明記せず、質問・要望等に具体的な回答は行わないとしている。(TN)

週刊T&Amaster 第998号

2023年10月9日発行 (毎週月曜発行)

【編集人】 南館茂雄

【発行人】 村田幸雄

【発行所】 株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】 新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】 販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい